

## 「特定投資家制度」に係る『期限日』のご案内

株式会社クレディセゾン

当社では、金融商品取引法上の「特定投資家制度」における『期限日』を以下のとおり定めております。

期限日：毎年 8 月 31 日

金融商品取引法においては、「特定投資家制度」によって、お客様は「特定投資家」と「特定投資家以外のお客様」(以下、「一般投資家」といいます。)に区分されます。「一般投資家」のうち一定の要件を満たすお客様につきましては、「特定投資家」に移行することが可能です。

「特定投資家」に移行した「一般投資家」のお客様は、「期限日」を過ぎると「一般投資家」に戻ることになります。ただし、当社所定の更新手続きにより、「特定投資家」としての取り扱いを継続することができます。また、「特定投資家」に移行した「一般投資家」は、復帰手続きにより、いつでも「一般投資家」に復帰することができます。